

小児慢性特定疾病医療費助成のしおり

小児慢性特定疾病医療費助成制度とは

治療が長期間にわたり、児童の健全な育成に大きな支障となる疾病について、その治療にかかった費用を公費により負担する制度です（ただし、世帯の所得等に応じた自己負担上限額があります）。

◎制度の概要は、小児慢性特定疾病情報センターのホームページ（<https://www.shouman.jp>）に掲載されています。

対象者

18歳未満の児童（18歳到達時点において本事業の対象となっており、引き続き治療が必要と認められた場合は、20歳到達まで）

対象疾病

16疾患群788疾病 令和3年11月1日現在（それぞれの疾病で一定の基準が設けられています。）

疾患群

1	悪性新生物	9	血液疾患
2	慢性腎疾患	10	免疫疾患
3	慢性呼吸器疾患	11	神経・筋疾患
4	慢性心疾患	12	慢性消化器疾患
5	内分泌疾患	13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
6	膠原病	14	皮膚疾患群
7	糖尿病	15	骨系統疾患
8	先天性代謝異常	16	脈管系疾患



○対象となる疾病については、主治医、保健所等におたずねください。
○小児慢性特定疾病情報センターホームページの対象疾病リスト（https://www.shouman.jp/disease/html/contents/disease_list.pdf）でも見るができます。

自己負担上限額(月額)

●自己負担上限月額を決定する基準は、同じ医療保険に加入する世帯員の「市町村民税（所得割）の税額」となります。

※同一月で複数の医療機関を受診した場合、その月の自己負担を合算し、自己負担上限額が適用されます。

階層区分の基準		自己負担上限額（患者負担割合：2割）		
		一般	重症患者※2	人工呼吸器等装着者
A	生活保護等	0円	0円	0円
B1	市町村民税 非課税 ※1	低所得Ⅰ（所得～80万円）	1,250円	1,250円
B2		低所得Ⅱ（所得80万円超～）	2,500円	2,500円
C1	一般所得Ⅰ （市町村民税7.1万円未満）		5,000円	500円
C2	一般所得Ⅱ （市町村民税7.1万円以上～25.1万円未満）		10,000円	
D	上位所得 （市町村民税25.1万円以上）		15,000円	
入院時の食事療養費		1/2自己負担		

（※1）「市町村民税非課税（世帯）」とは、市町村民税の所得割および均等割がともに0円の場合をさします。

（※2）重症患者は、高額治療継続者（高額かつ長期）若しくは、重症患者認定基準を満たす場合をさします。

（※3）同一世帯内（同じ健康保険に加入）に小児慢性特定疾病、指定難病の受給者がいる場合は、自己負担上限額が按分されます。

申請手続の方法

医療機関で小児慢性特定疾病の対象疾病と診断されたら・・・

1

医療機関で小児慢性特定疾病指定医(※1)に医療意見書(診断書)を作成してもらってください。

(※1) 小児慢性特定疾病医療意見書を作成できる医師は、「小児慢性特定疾病指定医」に指定されている指定医のみです。「小児慢性特定疾病指定医」は、各都道府県、政令指定都市、中核市のホームページなどで公開されています。



2

以下の書類等をご用意のうえ、居住地の保健所に申請してください。

医療費助成の開始日は保健所受付日からとなります。

(初診日や診断確定日に遡って適用することはできません。)

※申請の用紙は、保健所にある他、滋賀県・大津市(大津市民の方)のホームページからもダウンロードできます。

①医療意見書(疾病ごとの様式)【小児慢性特定疾病指定医が記載】

②支給認定申請書【保護者が記入】

(個人番号の記載が必要になりました。次ページの「※個人番号について」をご覧ください。)

③同意書(保険者への照会に必要です)【保護者が記入】

④お子さんの健康保険証又は写し

※国民健康保険・国民健康保険組合(医師国保・建設国保等)の方は、住民票上の同一世帯で、同じ健康保険に加入している方全員の保険証又は写し

⑤世帯全員の住民票記載事項証明書(本籍地は不要)【市役所・町役場で発行】※大津市民の方は不要

⑥市町民税の課税証明書【市役所・町役場等で発行】※加入保険により証明が必要な方の範囲が異なります。

(1) 全国健康保険協会○○支部・○○健康保険組合・○○共済組合の方
→被保険者の課税証明書

(2) 国民健康保険・国民健康保険組合(医師国保・建設国保等)の方

→同じ健康保険に加入している世帯員全員の課税証明書(国民健康保険の場合は、中学生以下の方の分は不要です。)

(3) 生活保護受給者の方

→生活保護証明書(課税証明書は不要です。)

※1 非課税であり、所得が障害年金、遺族年金、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当、特別障害給付金、障害(補償)給付の収入金額も含めて80万円以下の場合、該当する年金・手当の収入金額が確認できる書類が必要になります。

※2 本人が被保険者であり、非課税の場合は、本人の課税証明書の他に保護者のうち所得が高い方の課税証明書も必要となります。

※3 課税証明書に代えて「当該年度給与所得等に係る市町民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」や、「当該年度個人市町民税・県民税納税額通知書(普通徴収分)」の提出でも結構です(非課税・国民健康保険組合の方以外)。

※4 大津市民の方は、同意書(大津市長あて)を提出してください。その場合、(1)~(3)の証明書が不要となることもあります。詳しくは、大津市保健所健康推進課までお問合せください。

※5 今後、マイナンバー利用により、課税証明書等が省略できる場合もあります。

⑦人工呼吸器等装着者に該当する場合、人工呼吸器等装着者申請時添付書類

(小児慢性特定疾病指定医が医療意見書と共に作成されます。)

⑧重症患者に該当する場合、小児慢性特定疾病重症患者認定申請書

※身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、一緒にご持参ください。

⑨同一世帯(同じ健康保険に加入されている方)で、小児慢性特定疾病・指定難病の医療費助成を受けている方がいる場合、その方の受給者証の写し



3

審査会の医師による認定審査を行います。

※認定の基準を満たさない場合は不承認となることがあります。



4

申請が承認されたら、医療受給者証と自己負担上限額管理票をご自宅に郵送します。

※申請から医療受給者証の交付まで一定期間がかかります。



5

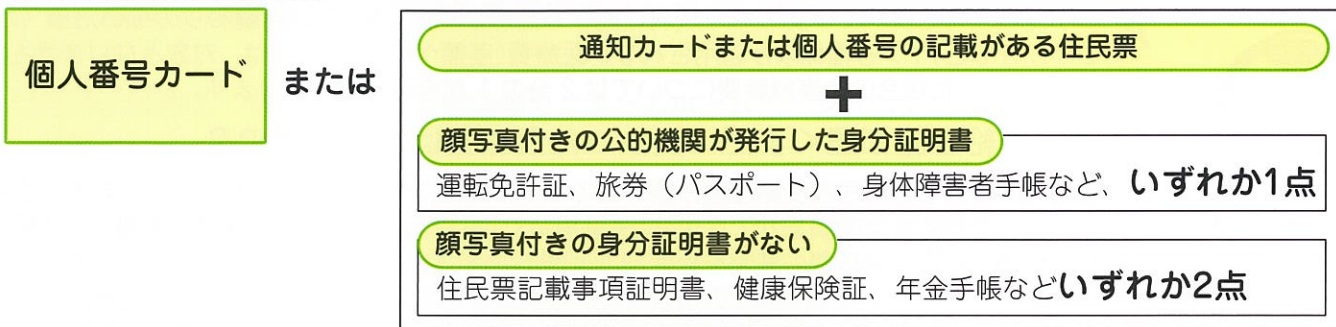
受診の際は、健康保険証に、医療受給者証と自己負担上限額管理票を添えて窓口へ提出してください。



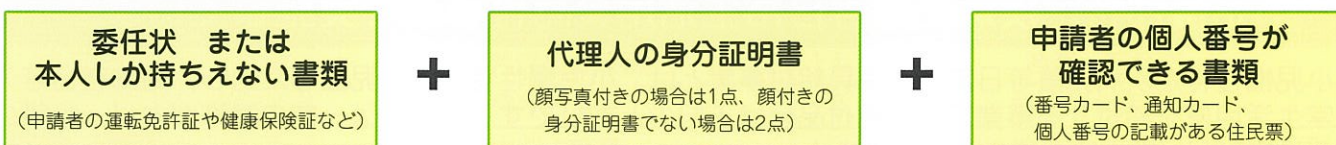
個人番号（マイナンバー）について

- 新規申請・下記の各種申請・届出時において個人番号の記載が必要になります。
(一度記載されると、以降記載の必要はありません。)
- 申請者の本人確認のため、下記の書類を窓口にご提示ください。

◆本人確認に必要な書類



- 申請者本人ではなく別の方（代理人）が申請書類の提出を行う場合、下記の書類が必要になります。



◆委任状が必要な例

申請者が父、代理人が母の場合、父から母への委任状または父の運転免許証等が必要です。

申請後の各種変更手続き等の方法

下記の場合は、住居地の保健所で手続きを行ってください。
(用紙は保健所や県のホームページで入手できます)。

高額治療継続者 (高額かつ長期)	<p>医療費総額が5万円を超えた月数が申請する月を含む過去12か月間に6回以上ある場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小児慢性特定疾病医療費支給認定変更申請書 2 小児慢性特定疾病医療費助成に係る医療費総額の療養証明書または、総医療費がわかる自己負担上限額管理票 ※大津市民の方は、領収書の写し
住所等変更	<p>住所や氏名を変更したとき</p> <p>医療受給者証に下記2点の書類を添えてすみやかに届け出てください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届 2 「住民票記載事項証明書」など変更後の氏名、住所が確認できるもの ※大津市民の方は不要です
医療機関追加等	<p>受診医療機関を変更・追加するとき</p> <p>医療受給者証に下記1点の書類を添えてすみやかに届け出てください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小児慢性特定疾病医療費支給認定変更申請書
加入医療保険変更	<p>加入医療保険を変更するとき</p> <p>医療受給者証に下記5点の書類を添えてすみやかに届け出てください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届 2 変更後の健康保険証 3 同意書(大津市民の方は大津市長あて同意書) <p>自己負担限度額が変更になるとき、下記4および5の書類も必要になります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 小児慢性特定疾病医療費支給認定変更申請書 5 世帯の課税状況等確認書類 <p>※加入されている健康保険によって、必要な書類が異なりますので、保健所にお問合せください。</p>
再交付	<p>医療受給者証を紛失、破損、汚損したとき</p> <p>下記の書類を提出し、すみやかに再交付の手続きを行ってください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小児慢性特定疾病医療受給者証再交付申請書
受給者証返還	<p>受給者証を返還するとき(治療・県外への転出等で受給の資格がなくなったとき)</p> <p>医療受給者証に下記1点の書類を添えてすみやかに届け出てください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届

Q&A

Q 医療受給者証の有効期間は？

A 医療受給者証の有効期間は、申請のあった日(保健所受付日)から1年を限度として治療が必要と認められた期間です。なお、有効期間終了後も治療を必要とするときは、有効期間内に継続の申請を行ってください
(有効期間は9月30日までです。ただし有効期限内に20歳到達の場合、誕生日の前日までが有効期間となります)。

Q 医療費助成の対象となるのは？

A 小児慢性特定疾病で承認された疾病に関する治療が対象となります。関わりのない治療(かぜやけがなど)や、各種保険が適用されない医療費(差額ベッド代など)は、対象となりません。また、入院した場合の食事療養費については2分の1が自己負担となります。

Q 医療受給者証が届くまでに支払った医療費はどうなるの？

A 保健所受付日から医療受給者証が届くまでにいったん支払われた自己負担分は、申請が認定された後で償還払いの請求ができます。医療機関で「小児慢性特定疾病医療費証明書」に対象疾病の診療に要した医療費の証明を受け、「小児慢性特定疾病医療費請求書」を添えて保健所へ提出してください。(※高額療養費の対象となる場合は、必ず先に高額療養費の還付を受け、還付の支給決定通知の写しを添付してください。また、乳幼児等福祉医療適用後の自己負担分について小児慢性特定疾病は適用できません。)



小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業を実施しています

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業とは、小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付する事業です。給付品目は下記のとおりです。給付には一定の基準があり、世帯の所得に応じた一部自己負担金が必要です。

給付の手続き等については、**住所地の市町保健福祉担当課**におたずねください。

- ①便器 ②特殊マット ③特殊便器 ④特殊寝台 ⑤歩行支援用具 ⑥入浴補助用具 ⑦特殊尿器
- ⑧体位変換器 ⑨車椅子(電動以外の場合) ⑩頭部保護帽 ⑪電気式たん吸引器 ⑫クールベスト
- ⑬紫外線カットクリーム ⑭ネブライザー(吸入器) ⑮パルスオキシメーター ⑯ストーマ装具(消化器系)
- ⑰ストーマ装具(尿路系) ⑱人工鼻

小児慢性特定疾病について、ご相談・お問合せはこちらまでどうぞ

保健所では、お子さまの療養上の相談をお受けしています。

療養に関する心配ごと、生活、栄養、福祉の相談、学校生活上の悩み等お気軽にご相談ください。

<大津市民の方> 月～金 9:00～17:00(祝日は除く)

名称	所在地	電話番号	管轄地域
大津市保健所(健康推進課)	〒520-0047 大津市浜大津4丁目1-1	077-528-2748	大津市

※大津市内の各すこやか相談所でも受け付けています(新規申請のみ)。

<大津市民以外の方> 月～金 8:30～17:15(祝日は除く)

草津保健所(南部健康福祉事務所)	〒525-8525 草津市草津3-14-75	077-562-3534	草津市、栗東市、守山市、野洲市
甲賀保健所(甲賀健康福祉事務所)	〒528-8511 甲賀市水口町水口6200	0748-63-6148	甲賀市、湖南市
東近江保健所(東近江健康福祉事務所)	〒527-0023 東近江市八日市緑町8-22	0748-22-1300	近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町
彦根保健所(湖東健康福祉事務所)	〒522-0039 彦根市和田町41	0749-21-0283	彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
長浜保健所(湖北健康福祉事務所)	〒526-0033 長浜市平方町1152-2	0749-65-6610	長浜市、米原市
高島保健所(高島健康福祉事務所)	〒520-1621 高島市今津町今津448-45	0740-22-2419	高島市

◆滋賀県ホームページ [滋賀県 小児慢性特定疾病 検索](#)

◆大津市ホームページ [大津市 小児慢性特定疾病 検索](#)

相談は無料です
お気軽に
ご相談下さい

心配ごと、お困りごとはありませんか？

専門の経験豊富な小児慢性特定疾病療養相談員(看護師)が個別に相談をお受けします。

電話相談：毎週金曜日 10:00～14:00
(ただし、祝日、年末年始を除く)

電話番号：090-6233-4256